

1 孤児著作物に関連する EU および英国の状況

2
3 明治大学情報コミュニケーション学部 今村哲也4
5 1 EU 孤児著作物指令¹

6 (1) 採択から施行、評価までの日程

- 7 ・ 2012年10月25日採択
-
- 8 ・ 2014年10月29日以降に施行（それまでに国内実施）
-
- 9 ・ 2015年10月29日までに評価を実施

10 (2) 目的

- 11 ・ 「ヨーロッパーナ」のような欧州デジタル図書館の創設を促進すること（前文1）
-
- 12 ・ 「孤児著作物の状態や孤児著作物に関する許された利用について判断するための共
-
- 13 通のアプローチが、孤児著作物の利用に関する域内市場の法的安定性を確保するた
-
- 14 めに必要である」（前文9）

15 (3) 主な特徴

16 ① 孤児著作物の利用目的と主体を限定したこと（指令第1条。前文1、9も参照）。

- 17 ・ 「加盟国で設立されている」、「公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物
-
- 18 館のほか、文書館、フィルムまたは音声遺産の保存機関、公共放送機関」
-
- 19 ・ 上記の主体によるあらゆる利用が適法となるのではなく、公益的な任務
-
- 20 （public-interest missions）に関する目的を達成するために許されるにすぎない
-
- 21 （同第1条）（具体的には、「収蔵品に含まれる著作物およびレコードを保存し、
-
- 22 修復し、および文化的ないし教育的アクセスのために提供すること」が例示（同
-
- 23 第6条第2項））

24 ② 客体となる孤児著作物の範囲が限定されていること（第1条）

- 25 ・ 加盟国において最初に発行／放送された以下の種類の著作物に対して適用され
-
- 26 る：公益的な機関の収蔵品に含まれている文書の形式で発行されている著作物／
-
- 27 公益的な機関の収蔵品に含まれる映画又は視聴覚著作物、及びレコード（録音物）
-
- 28 ・ 次のものは除外されている
-
- 29 ・ 未発行の著作物（第1条3項）：未発行の著作物については、公益的な機関に
-
- 30 おいて、権利者の同意に基づいて、過去に一般にアクセス可能な状態におか
-
- 31 かれた場合において、当該権利者が指令によって許される方法によって著作物
-
- 32 が利用されることに反対をしないと合理的に考えられる場合のみ、対象に含
-
- 33 まれる。2014年10月29日以降に公益的機関に寄託された未発行の著作物に
-
- 34 ついては、指令の範囲から除外することができる。

35 ③ 利用前の「入念な調査」の要件を設けたこと（第3条）

36 ④ 加盟国間における権利者不明状態の相互承認を要求したこと（第4条）

37 ⑤ 適法に利用できる行為態様を限定し、かつそれを権利の制限又は例外として位置づけ
38 たこと（第6条）

39 ・ 加盟国は、複製する行為および公衆に対して利用可能とする行為（情報社会指令
40 第2条及び3項）に対する例外を規定する：

41 ・ 孤児著作物を公衆に対して利用可能とする行為

42 ・ 「デジタル化、利用可能化、索引作業、目録作成、保存又は修復を目的」と
43 して行われる」複製行為

44 ⑥ 権利者判明後の公正な補償金の支払を要求したこと（第6条第5項）

45 ・ 加盟国は、自己の著作物又はその他の保護されている主題に関する孤児著作物の
46 状態を終了することにした権利者に対して、その許された使用に対する公正な補
47 償金について規定する

48 ・ 支払方法（時期を含む）の詳細や補償金の程度については、当該著作物を利用す
49 る機関が設立された加盟国によって決定される

50 ⑦ 見直し条項を設けたこと（同第10条）

51 ※ 大量デジタル化のために用いられる他の権利管理のための法的枠組み（拡大集中許諾制
52 度など）との関係では、加盟国によるそれらの取決めに影響を与えるものではないことを
53 確認している（指令第1条第5項、前文24）

54

55 2 英国の状況（孤児著作物、拡大集中許諾、アーカイブの例外）²

56 2013年の企業・規制改革法（ERR法）³では、孤児著作物に関する強制許諾制度と、拡
57 大集中許諾制度の2つのスキームを所管大臣が定めることができた。強制許諾制度
58 は孤児著作物の問題に対応するものであり、拡大集中許諾についてはオプトアウトベース
59 の利用許諾により権利クリアランスの過程を簡素化することを目的とする。これらのスキ
60 ームは、それを実施する二次的立法としての規則が制定された後、運用が開始すること
61 になる。2014年10月1日に、拡大集中許諾に関する規則（以下、ECL規則とする）が施行
62 された⁴。また、2014年10月29日から、孤児著作物ライセンスに関する規則（以下、OW
63 規則とする）⁵と、EU孤児著作物指令を実施する規則（以下、OW指令実施規則とする）⁶
64 がそれぞれ施行される予定である。

65 他方、2011年に発表されたいわゆるハーグリーヴス・レビュー報告書では、デジタル世
66 界における大量の作品の少額な取引に対応するシステムとして、デジタル著作権取引所を
67 創設することが提案された⁷。このアイデアは、2013年6月になって、「著作権ハブ」とい
68 う名称のシステムとして始動し、現在は「テスト・フェーズ」の段階にある⁸。

69 (1) 孤児著作物ライセンス・スキーム

70 ① 孤児著作物ライセンス・スキームの運用

71 A) 対象となる作品、権利者

72 ・ 著作権で保護されている「関係する作品」には、著作物、実演が対象となり（OW規

73 則 3 条(1))、他の関連する作品に組み入れられ、統合され、あるいはその不可欠な部分
74 となっている著作物や実演も含む (OW 規則 3 条(2))。発行されているかどうかは区別
75 されていない。権利者には、著作権者およびその排他的ライセンシー、実演家の権利
76 を有する者およびその排他的ライセンシーが含まれている (OW 規則 3 条(3))。入念な
77 調査がなされても権利者が見つからない場合には孤児著作物となる (OW 規則 3 条(4))。

78 **B) 入念な調査**

79 ・ 孤児著作物のライセンスを受けるには事前の入念な調査が必要とされる (OW 規則 4
80 条)。入念な調査が適切になされていない場合、ライセンスは与えられない。OW 規則
81 では、参照しなければならない関連情報として、孤児著作物登録簿、OHIM の孤児著
82 作物データベース、および適切な情報源 (CDPA 附則 Z1 第 2 部) を示している (OW
83 規則 4(3))。入念な調査に関しては、政府が公表した規則やガイダンスにおいて詳しく
84 案内されているが、調査のために必要とされる関連する情報源は、部門によって異なる。
85 入念な調査の結果は、IPO によるライセンス付与または OHIM データベースの記
86 載から 7 年間のいずれか早い時期から 7 年間有効である (OW 規則 4(5))。

87 **C) 許諾を与える機関**

88 ・ 許諾機関である知的財産庁長官 (Comptroller General of Patents, Trademarks and
89 Designs、以下 IPO とする) がライセンスを付与する (OW 規則 6 条、OW 規則 2 条の
90 定義参照)。知的財産庁は自身にライセンスを付与することはできない ((OW 規則 6 条
91 (4))。

92 **D) 孤児著作物登録簿**

93 IPO が孤児著作物登録簿を管理する (OW 規則 5 条)。登録簿には利用の方法も記載されると
94 ともに、当該作品上のメタデータ (著作権の詳細が電子化されたもの) も保存される。孤
95 児著作物の複製物からのメタデータの削除には民事制裁がある。

96 **E) ライセンス**

97 ・ IPO が運営する認証手続きを通して行われた入念な調査がある場合にのみ発行される
98 (OW 規則 6 条(2))。IPO は申請等の手続きに関して、合理的な費用を徴収する (OW 規
99 則 9 条)。

100 ・ IPO は、ライセンス料を徴収しなければならない (OW 規則 10 条)。ライセンス料の
101 要件は、孤児著作物が非孤児著作物との関係で不公平な条件の下で競争することを防
102 ぐためのものと理解されている。

103 ・ 付与されるライセンスは英国国内で有効な非独占的ライセンスであり、7 年間を超えない
104 範囲で有効である (OW 規則 6 条(2)(a), (b))。申請に付随して生じる孤児著作物の利用
105 は侵害行為とならない (OW 規則 7 条)。一定の手続きを経ることにより、更新も可能
106 である (OW 規則 8 条)。

107 ・ ライセンスは 1 つの孤児著作物に関して付与されるが、多数の個別の孤児著作物を含
108 む申請も可能である。

- 109 ・ ライセンス料は著作物の種類や利用の類型との関係で適切なレートで設定されるとと
110 もに (OW 規則 10 条(1))、不明であった権利者が現れた場合のために少なくとも 8 年
111 間は IPO によって保管される (OW 規則 10 条(2))。
- 112 ・ 不明の権利者が、許諾機関がライセンスを付与した後に現れた場合、権利者は自己の
113 著作物を再び統御することができるとともに、その者のために確保されていた報酬金
114 を請求することができる (OW 規則 12 条)。
- 115 ・ 8 年経過後には政府による利用を認められており、当初の未請求金については、孤児著
116 作物ライセンス・スキームの設立および運営費用に充て、余剰金があれば社会、文化、
117 教育活動の基金として用いる(OW 規則 13 条)。
- 118 ・ ライセンス料およびライセンス付与の拒絶に関しては著作権審判所に異議を申し立て
119 ることができるものとする (OW 規則 14 条)。
- 120 ・ ライセンスは、サブライセンスの権利を認めるものではない(OW 規則 6 条(2)(a), (c))。

121 **F) モラルライツとの関係**

- 122 ・ 孤児著作物ライセンスは、モラルライツには影響を与えない。また、権利者がモラル
123 ライツを主張していたと推定される (OW 規則 6 条(2)(e))。
- 124 ・ 利用者は、著作物を利用する場合、クレジット表示をする必要がある。権利者が報酬
125 金の請求を行うためにコンタクトができるように、IPO の連絡先も提供する。
- 126 ・ IPO は、ライセンスを付与する際に、モラルライツへの影響について可能性について
127 考慮する (OW 規則 6 条(2)(e))。

128 **G) その他**

- 129 ・ IPO は本スキームの運用に関して年次報告書を発行する (OW 規則 11 条)。

130 **② 関連情報**

131 **A) 孤児著作物と外国を本国とする著作物**

132 外国著作物の問題は、入念な調査に関するガイダンスにおいて特に言及されており、当該
133 調査はその他のいずれの孤児著作物と同じように、着実になされる必要があるものとされ
134 ている。英国政府は、カナダの孤児著作物のライセンス・スキームが、所在不明の外国国
135 民によって保有されている場合であっても、孤児著作物の利用に対するライセンスを付与
136 することができるという見方を採用していることを取り上げ、英国は所在不明の外国国民
137 により保有されている孤児著作物のライセンスに関してカナダと類似するアプローチを採
138 用することを意図しているとしている。

139 **B) 英国の国際的な義務との適合性**

140 英国政府は、このスキームは、ベルヌ条約のような関連する国際的な諸義務と適合してい
141 ると述べるとともに、同スキームは権利者を現在よりもよい立場に置くから、権利者の権
142 利を阻害することにはならないと判断している。

143

144 (2) EU 孤児著作物指令の国内実施

145 EU 孤児著作物指令を実施する規則が施行される予定である。OW 指令実施規則は、CDPA
146 に新たに 44 条 A、76 条 A および附則 2 の 6I 項、附則 ZA1 を新設する。この規則は基本
147 的に EU 孤児著作物指令をその通り実施するものである。なお、孤児著作物ライセンス・
148 スキームとの関係も問題となるが、英国政府の考え方としては、孤児著作物ライセンス・
149 スキームその範囲と適用において EU 孤児著作物指令よりも広いものであり、当該指令に
150 にとって相互補完的なものとなるように政府によって設計しているとされている。具体的に
151 は、以下のような区別を意識している⁹。

- 152 ・ 指令はその利用と範囲において英国の孤児著作物ライセンス・スキームよりも狭い。
- 153 ・ 指令は、国内プロセスの下でのライセンス・スキームではなく、著作権法に対して例
154 外を提供するものである。
- 155 ・ 指令は、非商業的な利用のみを目的として公衆がアクセス可能な文化、遺産組織によ
156 り孤児著作物をデジタル化し、オンライン上で利用可能とすることに焦点が置かれた
157 ものである。幅広く商業的および非商業的な利用について規定する英国のスキームと
158 異なる。
- 159 ・ 指令は、アーカイヴの大きな部分を構成している写真のような単体の美術の著作物を
160 除外している（しかし、書籍に含まれている写真のような、組み入れられた著作物に
161 ついては、含まれている）。
- 162 ・ 指令は、たとえば、ある著作物をデジタル化し、それを文化機関のウェブサイトに掲
163 載するといった、著作物の複製および利用可能化を許容するものである。これにより、
164 EU の市民は実際に図書館、アーカイヴあるいは博物館を訪問することなしに、オンラ
165 インで孤児著作物を閲覧することができるようになる。しかし、指令は、博物館やア
166 ーカイヴによって行われる場合ですら、書籍として発行することや、あるいは、テレ
167 ビ番組において公衆に対して伝達することを認めるものではない。
- 168 ・ EU 孤児著作物指令は、EU の全域で利用することを許容するが、英国のスキームは英
169 国国内における利用のみを認めるものである。

170 なお、EU 孤児著作物指令は、関連する諸機関において寄託されていた未発行の著作物や
171 レコードに対する適用は、2014 年 10 月 29 日以前に寄託された著作物とレコードに制限す
172 ることができるとしている。OW 指令実施規則は、この未発行の著作物に関する選択的規
173 定は導入していない。

174 (3) 拡大集中許諾スキーム (ECL)

175 集中管理団体は、英国内で ECL を運用することを所管大臣に対して書面で申請する (ECL
176 規則 5 条)。所管大臣は、一定の基準およびセーフガードを充足しているかという観点から
177 申請を審査し、ECL を運用することの可否を判断して、授権する (ECL 規則 4 条)。

178 ① ECL の手続き

- 179 ・ 申請するかどうかは、それぞれの集中管理団体が判断する。権利者はオプトアウト権

180 を留保する (ECL 規則 4 条(4)(d)、 5 条(1)(g)、 16 条)。
181 ・ 申請は、当該集中管理団体は、運用を予定しているスキームに関する著作物と利用に
182 関係する権利者の実質的な多数を代表していることを証明し (ECL 規則 4 条(4)(b)、 5
183 条(1)(j))、構成員が ECL の申請に同意していることを示した場合にのみ認められる(規
184 則 4 条(4)(f))。ゆえに、問題となる著作物と利用に関して実質的に代表する集中管理団
185 体が存在しない場合、ECL は利用できない。たとえば、英国における写真の著作物の
186 利用の分野における利用可能性は低い。
187 ・ ECL スキームの申請に際して、所管大臣は、非構成員である権利者のための報酬金が
188 徴収および分配の取り決めがあるかどうかを審査するので (ECL 規則 4 条(4)(e)、 5
189 条(1)(s))、非構成員の著作物が無料で使用されるという問題は生じない。

190 ② 外国を本国とする著作物への対応

191 ・ 外国の権利者は、英国の権利者と同じ地位を有する (オプトアウトおよび報酬金請求
192 のいずれも可能)。外国の著作物が含まれている可能性がある場合も含めて、申請する
193 集中管理団体は、提案されたスキームについて権利者が知ることができる可能性がある
194 場において公表するための相応の努力をすることを証明する必要がある(ECL 規則 4
195 条(4)(e)、 5 条(1)(r)参照)。

196 ③ 孤児著作物ライセンス・スキームおよび EU 孤児著作物指令との関係¹⁰

197 ・ 英国政府は、ECL は孤児著作物およびその可能性のある著作物のライセンスの標準的
198 な解決手段となるものと意図していない。
199 ・ ECL スキームを運営することを希望するいずれの集中管理団体も、権利者からの委託
200 を有していなければならない。この要件は、不明又は所在を突き止めることができな
201 い権利者の数が、当該集中管理団体が ECL スキームによって影響を受ける権利者、ま
202 たは、またはそれに含まれる著作物を実質的に代表するものとは言えなくなるような
203 程度にまで達している場合には、充足しないことになる。
204 ・ 孤児著作物ライセンス・スキームと ECL スキームとが潜在的に重複する領域は、集中
205 管理団体によってライセンスされるような種類の著作物や権利に止まる。
206 ・ 孤児著作物ライセンス・スキームと ECL スキームのライセンスは、いずれも非独占的
207 なものであるため、同一の著作物に関して共存する可能性を排除するものではない。
208 ・ 指令に基づく孤児著作物の利用は、一定のセーフガードを条件として、著作権法の例
209 外として置かれることになるため、ライセンスは必要ではない。

210 (4) アーカイヴ関係の動き

211 英国の著作権法にも、アーカイヴに関する著作権の例外規定(exceptions)がある。英国著
212 作権法における図書館およびアーカイヴに関する著作権の例外規定は、1988 年 CDPA¹¹37
213 条から 44 条 A に規定されている。このうちアーカイヴ化との関係で特に問題となるのは
214 CDPA¹²42 条である。この規定は、我が国の法 31 条 1 項 2 号の規定に近いものであるが、異
215 なる部分もあり、少なくとも、2014 年法改正前は、我が国の規定よりも限定的であった。

216 この CDPA42 条を含むこれらの規定の幾つかは、2014 年 6 月 1 日施行の法改正によりい
217 くつかの点で改正がなされるに至った¹²。具体的には、保存または交換を目的とした著作物
218 の代替複製物の作成について、著作権の制限が適用されることになる主体と対象を拡大し
219 た（著作権および実演家の権利（研究、教育、図書館およびアーカイブ）に関する 2014 年
220 規則）。英国の CDPA42 条の拡大は、図書館資料の保存のための必要がある場合に関する我
221 が国の法 32 条 1 項 2 号に相当するもので主体および客体の緩和という側面では我が国の制
222 度により近づいたと解される。

- 223 ・ 主体については、従来、図書館またはアーカイブの司書または記録保管人とされて
224 いた部分を、「図書館、アーカイブまたは博物館の司書、記録保管人または学芸員
225 (curator)」と改正した（博物館(museum)には美術館(gallery)が含まれる¹³）。
- 226 ・ 著作権を侵害せずに複製できる対象も、著作物の種類の限定なしに、常置の収集物
227 のあらゆる種類の項目にまで拡大した¹⁴（美術の著作物（写真を含む）、レコード、
228 映画も含めた）。項目とは、著作物および著作物の複製物を意味する¹⁵。
- 229 ・ 複製できる回数やフォーマットについて、特に制限はないので、条件を満たせば何
230 度でも複製が可能であるし、またデジタル化することもできることを明らかにした。
- 231 ・ 英国の今回の法改正では、アーカイブの例外規定について、オーヴァーライドでき
232 ない強行規定であることを明示した¹⁶。

¹ Directive 2012/28/EU on certain permitted uses of orphan works [2012] OJ L299/5 (Orphan Works Directive).

² 特に引用のない部分は 2014 年 1 月にはこれらの制度の大枠について示された概況報告書 (Factsheet) の記載に基づいてまとめている。IPO, FACTSHEET – Orphan Works Licensing Scheme and Extended Collective Licensing (2014).

³ Enterprise and Regulatory Reform Act, 2013, c. 24. s.77(3).

⁴ The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing) Regulations 2014, 2014 No. 2588

⁵ The Copyright and Rights in Performances (Licensing of Orphan Works) Regulations 2014, 2014 No. XXXX.

⁶ The Copyright and Rights in Performances (Certain Permitted Uses of Orphan Works) Regulations 2014, 2014 No. XXXX

⁷ Ian Hargreaves, Digital Opportunity: A Review of Intellectual Property and Growth, (An Independent Report by Professor Ian Hargreaves, May 2011) , p.12.

⁸ The Copyright Hub のウェブサイト< <http://www.copyrighthub.co.uk/>>

⁹ IPO, FACTSHEET – Orphan Works Licensing Scheme and Extended Collective Licensing (2014).

¹⁰ IPO, FACTSHEET – Orphan Works Licensing Scheme and Extended Collective Licensing (2014).

¹¹ Copyright Design and Patent Act 1988, c.48.

¹² The Copyright and Rights in Performances (Research, Education, Libraries and Archives) Regulations 2014 No. 1372.

¹³ CDPA 43A(2)(b).

¹⁴ CDPA 42(1).

¹⁵ CDPA 42(6).

¹⁶ CDPA 42(7).